

I 労働力調査の結果の見方と利用

第1章 結果の公表体系と公表方法

労働力調査では、我が国における就業及び不就業の状態を毎月把握し、雇用・失業状況の詳細を明らかにすることを目的として、その結果を集計し、公表している。本章では、労働力調査における結果の公表体系と公表方法について解説する。

1 公表体系

(1) 集計区分

ア 基本集計

労働力調査基礎調査票（付録1－1参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、労働力人口、就業者数・雇用者数（産業別など）、完全失業者数、完全失業率、非労働力人口などである。

イ 詳細集計

主として労働力調査特定調査票（付録1－2参照）から集計する結果であり、主な集計事項は、雇用形態別雇用者数（正規の職員・従業員、パート、アルバイトなど）、仕事につけない理由別完全失業者数、就業希望の有無別非労働力人口などである。

詳細集計は平成14年1月から開始し、13年以前はほぼ同じ内容を労働力調査特別調査として実施していた^{注1)}（労働力調査特別調査は14年に労働力調査に統合）。調査時期や調査対象等に相違があることに留意すれば、これら二つの調査結果の時系列比較は可能である（ただし、現時点の詳細集計との比較は、調査項目がほぼ同じである昭和59年2月の調査結果から可能である。）。

(2) 公表系列

ア 全国結果

【基本集計】

月次、四半期平均、年平均及び年度平均の結果を公表している^{注2)}。
集計対象別にみた結果表の数は次の表のとおりである。

注1) 労働力調査特別調査の変遷については、第11章参照

注2) 平成12年から22年までは半期平均（1～6月期及び7～12月期）の結果も公表

集計対象	月次	四半期平均	年平均	年度平均
15歳以上人口	8	8	9	8
就業者	15 ^{注)}	15	18	15
完全失業者	3	3	3	3
世帯	14	14	14	14

【詳細集計】

四半期平均及び年平均の結果を公表している。

集計対象別にみた結果表の数は下表のとおりである。

集計対象	四半期平均	年平均
15歳以上人口	5	6
就業者・雇用者	14	14
完全失業者	12	12
非労働力人口	7	7
世帯	4	4

結果表の集計事項については、「付録2 労働力調査集計事項一覧」を参照されたい。

イ 地域別結果

【基本集計】

10 地域別の四半期平均及び年平均の結果を公表している。地域別結果は、昭和57年10月から58年1月にかけて行われた労働力調査の改正の際、標本規模が拡大されたことによって集計が可能となったものであり、58年第1四半期平均結果から集計及び公表を開始した。

また、南関東及び近畿については、参考値として月別の結果を公表している。ただし、これら2地域の月別の結果は標本数が少ないことから、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないため、結果の利用に当たっては注意を要する。

【詳細集計】

10 地域別の年平均結果（年齢階級、雇用形態別雇用者数のみ）を公表している。

基本集計及び詳細集計における各地域に含まれる都道府県は下表の

注) 10月分結果については、週間就業時間別就業者数を公表するため、16表分を公表

とおりである。

地域区分	構成都道府県
北海道	北海道
東北	青森県，岩手県，宮城県，秋田県，山形県，福島県
南関東	埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県
北関東・甲信	茨城県，栃木県，群馬県，山梨県，長野県
北陸	新潟県，富山県，石川県，福井県
東海	岐阜県，静岡県，愛知県，三重県
近畿	滋賀県，京都府，大阪府，兵庫県，奈良県，和歌山県
中国	鳥取県，島根県，岡山県，広島県，山口県
四国	徳島県，香川県，愛媛県，高知県
九州・沖縄	福岡県，佐賀県，長崎県，熊本県，大分県，宮崎県， 鹿児島県，沖縄県

ウ 都道府県別結果（モデル推計値）

時系列回帰モデルにより推計した都道府県別の結果（主要項目のみについて、平成9年以降の四半期平均及び年平均）を公表している。ただし、比較的標本数の多い北海道，東京都，神奈川県，愛知県，大阪府及び沖縄県は比推定により推計した値である。

なお、労働力調査は都道府県別に結果を表章するように標本設計を行っておらず（北海道及び沖縄県を除く。），十分な標本規模ではないことから、都道府県別結果は、全国結果に比べ結果精度が十分に確保できないとみられるため、結果の利用に当たっては注意を要する。

モデル推計値の算出方法は第9章を参照されたい。

2 公表方法

(1) 結果の公表期日

労働力調査のような基幹統計調査の結果は、あらかじめ定められた期日及び方法により公表することが統計法第8条に規定されている。

公表期日等については、国際通貨基金（IMF）や国際労働機関（ILO）が定める国際基準により、公表日程を事前に公表すること及び集計結果を全ての関係者に対して同時に公表することなどが求められている^{注1)}。

注1) IMF 特別データ公表基準：<http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/Overview.aspx>
ILO 労働統計の公表に関するガイドライン：

労働力調査においては、毎年1月末に翌年度の公表日程を報道機関に配布するとともに、総務省統計局ホームページに掲載する。また、IMFのDSBB（IMFが運営管理するインターネット上の公表基準掲示板）にも登録している^{注2)}。

なお、基本集計の月次結果については、原則公表日の閣議に報告するとともに、報道機関に対し説明を行っている。

【総務省統計局ホームページ 公表予定】

http://www.stat.go.jp/data/kouhyou/e-stat_roudou2011.xml

公表日程は、原則として以下のとおりである。

ア 基本集計（公表時刻は原則として8時30分）

月次 調査月の翌月末
四半期平均^{注3)} . . . 各四半期最終調査月の翌月末
年平均^{注4)} 12月分結果公表時
年度平均 3月分結果公表時

イ 詳細集計（公表時刻は原則として14時）

四半期平均 各四半期最終調査月の翌々月
年平均^{注5)} 10～12月期平均結果公表時

(2) 結果の提供

ア 刊行物

(ア) 速報

公表の際、速報冊子（結果の概要及び主要な統計表を掲載したもの）を作成し、配布している。

(イ) 年報

当該年の翌年6月上旬に刊行する。

http://www.ilo.org/global/What_we_do/Statistics/standards/guidelines/lang-en/WCMS_087614/index.htm

注2) IMF DSBB : <http://dsbb.imf.org/Pages/SDDS/ARCCtyCtgList.aspx?ctycode=JPN>

注3) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については各四半期最終調査月の翌々月末公表

注4) 地域別結果も公表。ただし、都道府県別結果（モデル推計値）については1月分結果公表時に、前年平均の結果を公表

注5) 地域別結果も公表

※月報は平成21年まで刊行していたが、22年以降はインターネットによる提供のみとしている。

イ インターネット

結果表，データベース，主要項目の長期時系列データ及び「ア 刊行物」に示した内容をインターネットにより提供している。詳細は「第2章 インターネットからの結果の入手方法」を参照されたい。

ウ CD-R，マイクロフィルム

インターネットにより提供していない過去の結果等（報告書に非掲載の統計表を含む。）については，総務省統計図書館^{注)}にて，CD-R及びマイクロフィルムにより閲覧が可能である。

東日本大震災の影響により，岩手県，宮城県及び福島県において，平成23年3月以降，調査の実施が困難な状況となっている。このため，3月分結果以降，当面，当該3県を除く全国の結果を公表している。

【総務省統計局ホームページ 労働力調査 調査結果目次（平成23年3月分以降）】

<http://www.stat.go.jp/data/roudou/4.htm>

注) 統計図書館の所在地は，東京都新宿区若松町19-1 総務省第二庁舎(統計局)1階